

# 地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の 省令の一部を改正する省令の概要

令和 8 年 3 月  
総 務 省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

(1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置について、対象となる政府の補助の細目（※）を定める。

※ バリアフリー環境整備促進事業のうち既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助

(2) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置について、対象となる設備の細目（※）を定める。

※ 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けた者により製造される次世代型太陽電池 等

(3) 道府県民税利子割に係る清算の基準となる個人に係る所得金額について、総務省において実施している各年度の「市町村税課税状況等の調」における額を用いることとする。

## 3 施行期日

原則として令和8年4月1日